

調達管理番号・案件名

24a00452_セネガル国相互運用可能な省庁間データ交換基盤導入プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2024年7月12日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (1)本事業の目標及び位置づけについて	「成果3においては、パイロット版データ交換基盤導入におけるユースケースとして、“迅速な無料共済保険への加入の実現”を想定している。本事業が目指す成果としては、データ交換基盤の有用性理解促進のため、“迅速な無料共済保険への加入が実現するために、他省庁間においてデータ交換が可能になること”、としており、加入者数の増減等に関しては求めない。」 と記載がありますが、パイロット版のデータ交換基盤におけるデータ更新の頻度、パイロット版データ交換基盤導入後の既存業務（Excel形式でのやり取り）に係る扱いなどについては、上記目的を踏まえつつ第1期の検討を通じて整理・合意させて頂く認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りで相違ございません。
2	11	【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (3)実施体制について(セネガル側)	『成果3で想定されるユースケースの実施は、PMUメンバーであり、本ユースケースのユーザとなる医療保障庁(以下、「ANACMU」)が主体となって推進される想定である。』 とありますが、パイロット版データ交換基盤を活用する主体としては、ANACMUとDGPSNがメインと認識しつつ、その他省庁へのユーザ拡張要否については、第1期の要件定義を通じて整理・合意させて頂く認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りで相違ございません。
3	11	【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (5)本事業における契約の期分け	P.11最終行「第1期の終了2か月前(2025年9月)において」とありますが、第1期は(2024年9月～2025年9月)との記載がありますため、「第1期の終了2か月前(2025年7月)において」が正しいでしょうか。	「第1期の終了2か月前(2025年7月)において」が正しい記載となります。
4	12	【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (6)パイロット版のデータ交換基盤のシステム開発方針について	P.12に『システム開発を行うことを前提として、本業務開始後の1年間(第1期契約)にてデータ交換基盤の要件定義およびシステムの基本的な設計を実施し、第2期契約にてシステム開発及び運用テストを行うことを想定している。』とあり、基本的な設計は第1期にて実施すると記載があります。 他方で、P18 第4条業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務においては、「成果3に関わる活動」について、要件定義(活動3-1)は第1期、設計(活動3-2)は第2期に実施すると記載があります。 またP23 第6条再委託においては、現地再委託先への業務仕様として、パイロット版データ交換基盤のシステム開発業務(設計、実装、テスト)を想定する記載があります。 以上を踏まえると、パイロット版データ交換基盤の設計については、第2期において現地再委託先のもとで実施される認識ですがよろしいでしょうか。	パイロット版データ交換基盤の設計については、第2期を想定しております。 設計業務を現地再委託先への程度委託するかも含め、『パイロット版データ交換基盤システムの開発体制・方針』としてご提案いただけますと幸いです。
5	13	【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (6)パイロット版のデータ交換基盤のシステム開発方針について	『「開発するシステム自体は中間成果物として扱い、同再現地委託を通じて求める成果品は業務報告書とする。よって、受注者は同パイロット版データ交換基盤の完成責任を負わないものとする。受注者はパイロット版データ交換基盤開発の実施内容・教訓・今後のアクション等について整理し、「第5条 報告書等 1. 報告書等」に記載される報告書の中で報告すること。』 と記載がありますが、同現地再委託を通じて求める業務報告書の書式については、貴機構と受注者間で協議し合意するものを現地再委託先に提示する認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りで相違ございません。
6	22	【2】特記仕様書(案) 第5条 報告書等 2. 技術協力作成資料	(3)パイロット版データ交換基盤プログラム一式を業務完了報告書に添付する旨の記載があります。また技術協力作成資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化する旨の記載があります。 一方で、p13 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (6)パイロット版のデータ交換基盤のシステム開発方針について においては、 『開発するシステム自体は中間成果物として扱い、同再現地委託を通じて求める成果品は業務報告書とする。よって、受注者は同パイロット版データ交換基盤の完成責任を負わないものとする。受注者はパイロット版データ交換基盤開発の実施内容・教訓・今後のアクション等について整理し、「第5条 報告書等 1. 報告書等」に記載される報告書の中で報告すること。』 と記載されており、パイロット版データ交換基盤は中間成果物と扱う旨の記載があります。 いずれを正と理解すればよいか、ご教示いただけますでしょうか。もし後者を正とする場合は、技術協力作成資料の記載から、(3)パイロット版データ交換基盤プログラム一式を削除、またはパイロット版データ交換基盤導入に係る業務報告書と修正いただくよう、ご検討いただけますでしょうか。	ご提案の通り、P22の記載を (既存) (3)パイロット版データ交換基盤プログラム一式 (修正後) (3)パイロット版データ交換基盤導入に係る業務報告書 とさせていただきます。
7	42	別紙 プロポーザル評価配点表	業務従事予定者の経験能力に係る配点の合計点が25点となっておりますが、内訳の合計点数は20点となっております。いずれを正と理解すればよいか、ご教示いただけますでしょうか。	『3. 業務従事予定者の経験・能力』については、20が正しい値となります。